

国際関連情報 IFRS 財団及び IASB 情報

「第3次アジェンダ協議」の概要

ASBJ 専門研究員 さかね しょうた
坂根 将太

I. はじめに

国際会計基準審議会 (IASB) は、2021 年 3 月に情報要請「第3次アジェンダ協議」(コメント期限: 2021 年 9 月 27 日) (以下「本情報要請」という。) を公表している。本稿においては、本情報要請の概要について説明させていただく。なお、文中の意見に関する部分は筆者の私見であり、企業会計基準委員会 (ASBJ) の見解を示すものではないことを、あらかじめ申し添える。

II. 本情報要請の目的及び背景

IASB は、自らの活動及び作業計画についての公開協議を 5 年ごとに実施しており、今回のアジェンダ協議では、次の点に関して意見を集めることを目的としている。

- (1) IASB の活動の戦略的方向性及びバランス
- (2) IASB の作業計画に追加される可能性のある財務報告上の論点の優先順位を評価するための判断基準
- (3) IASB の作業計画において優先順位を与えることが考えられる新たな財務報告上の論点
本情報要請に対する回答は、2022 年から

2026 年の IASB の作業計画において、活動及び新規プロジェクトの優先順位をどのようにするのかを決定する際に役立てられる。また、今回のアジェンダ協議は、現在の IASB の業務の範囲内の活動 (すなわち、営利企業の財務諸表及び経営者による説明) に焦点を当てている。

なお、IFRS 財団の評議員会は、サステナビリティ報告基準を設定するための新たな審議会を設置すべきかどうかを検討しているが、今回のアジェンダ協議は、現在の IASB の業務の範囲に関連する場合を除いては、サステナビリティ報告に関する問題についてのフィードバックを求めている。

III. 本情報要請の概要

1. IASB の活動の戦略的方向性及びバランス

IASB の主要な活動、並びに各活動に対して IASB が現在焦点を置くレベルは次のとおりであるとされている。

- (1) 新 IFRS 基準書及び IFRS 基準書の大規模修正の開発 (現在の焦点レベル: 40%-45%)
- (2) IFRS 基準の維持管理及びその一貫した適用の支援 (現在の焦点レベル: 15%-20%)
- (3) IFRS for SMEs 基準の開発及び維持管理 (現在の焦点レベル: 5%)

- (4) IFRS タクソノミの開発及び維持管理によるデジタル財務報告の支援（現在の焦点レベル：5%）
- (5) IFRS 基準の理解可能性及びアクセスのしやすさの改善（現在の焦点レベル：5%）
- (6) 利害関係者との対話（現在の焦点レベル：20%-25%）

IASB は、現在のリソースの水準は、2022 年から 2026 年に基本的には変わらないままであると考えており、ある活動へのリソースの配分を増加させることは、他の活動に利用可能なリソースが少なくなることを意味するとしている。

(コメント提出者への質問の概要)

本情報要請では、IASB の主要な活動の全体的なバランスについて、次の点に関する意見を求めている。

- IASB は、主要な各活動について、現在の焦点レベルを増大、不変、減少のいずれとすべきか。
- IASB は、現在の業務の範囲内で他の活動に取り組むべきか。

2. IASB の作業計画に追加される可能性のある財務報告上の論点の優先順位を評価するための判断規準

IASB は、利害関係者の優先事項を聞いて現在の作業計画を策定したため、現在の作業計画にあるプロジェクトを引き続き優先し、既に作業計画にあるプロジェクトが完成に近づいた時点で、新たなプロジェクトを作業計画に追加するとしている。

また、IASB は、潜在的プロジェクトを作業計画に追加すべきかどうかを決定するにあたり、現在考慮している次の7つの判断規準を引き続き使用することを提案している。

- (1) 投資者にとっての当該事項の重要度

- (2) 企業が財務報告書においてその種類の取引又は活動を報告する方法に欠陥があるかどうか
- (3) 当該事項が影響を与える可能性の高い企業の種類（当該事項が一部の法域で他の法域よりも一般性が高いかどうかを含む）
- (4) 当該事項がどのくらい普及しているか又は企業にとってどのくらい重大か
- (5) その潜在的なプロジェクトと作業計画上の他のプロジェクトとの相互関係
- (6) その潜在的なプロジェクト及び解決策の複雑性及び実行可能性
- (7) その潜在的なプロジェクトを適時に進捗させるための IASB 及び利害関係者の対応能力

(コメント提出者への質問の概要)

本情報要請では、作業計画に追加される可能性のある財務報告上の論点の優先順位を評価する際に使用することを IASB が提案している判断規準について、次の点に関する意見を求めている。

- IASB は、使用すべき正しい判断規準を識別したと考えるか。
- IASB は、他の判断規準を検討すべきか。その場合、どのような追加の判断規準を検討すべきか。

3. IASB の作業計画に追加される可能性のある財務報告上の論点

IASB は、潜在的プロジェクトのリストを次頁の図表のとおり示している。これらのリストは網羅的とするとは意図しておらず、IASB の作業計画案を示すものではないとしており、IASB が検討すべき他の財務報告上の論点の提案を歓迎するとしている。

なお、アスタリスク（*）を付したプロジェクトは、現時点ではリサーチ・パイプライン・プロジェクト¹であるが、IASB はこれらのプ

プロジェクトが依然として優先事項であるかどうかについてのフィードバックを期待しているとしている。

図表：潜在的プロジェクトで扱われる可能性のある財務報告上の論点（本情報要請表 5）

| 潜在的プロジェクトの表題 | |
|---------------------|----------------|
| ①借入コスト | ②気候関連リスク |
| ③コモディティ取引 | ④暗号通貨及び関連取引 |
| ⑤非継続事業及び処分グループ* | ⑥割引率 |
| ⑦従業員給付 | ⑧費用一棚卸資産及び売上原価 |
| ⑨外国通貨 | ⑩継続企業 |
| ⑪政府補助金 | ⑫法人所得税 |
| ⑬インフレーション* | ⑭無形資産 |
| ⑮期中財務報告 | ⑯マイナス金利 |
| ⑰事業セグメント | ⑱その他の包括利益 |
| ⑲排出物価格設定メカニズム* | ⑳個別財務諸表 |
| ㉑キャッシュ・フロー計算書及び関連事項 | ㉒変動対価及び条件付対価* |

IASB は、新 IFRS 基準書及び IFRS 基準書の大規模修正に関連する活動に対する現在の焦点レベルが変わらないままである場合、2つから3つの大型プロジェクト、あるいは4つから5つの中規模プロジェクト、あるいは7つから8つの小規模プロジェクト（又はそれらに相当する大・中・小規模プロジェクトの組合せ）を、以下のことを行うための対応能力を除いた後に、開始することができるの見込んでいている。

(1) 作業計画に既にあるプロジェクトを継続

1 IASB は、2015 年アジェンダ協議で得られたフィードバックを検討して、将来の研究・プロジェクトの研究・パイプラインを新たに設けた。これらのプロジェクトは、直ちには開始しないが、トピックの重要性を考慮して、次回のアジェンダ協議の前（すなわち、2021 年まで）に作業を開始する予定であるとされていた。

する。

- (2) IFRS 第 9 号「金融商品」、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」及び IFRS 第 16 号「リース」についての要求されている適用後レビューを実施する。
- (3) 今回のアジェンダ協議の後に発生する可能性のあるいくつかの緊急のプロジェクトに取り組む。

(コメント提出者への質問の概要)

本情報要請では、IASB の作業計画に追加される可能性のある財務報告上の論点について、次の点に関する意見を求めている。

- 左段の図表に示した潜在的プロジェクトのそれぞれについて、IASB が 2022 年から 2026 年の作業計画に財務報告上の論点を追加するための対応能力を考慮して、どのような優先順位（高・中・低）を与えるか。IASB は、優先度が高い又は低いと回答者がランク付けしている潜在的プロジェクトについての説明に特に関心があるとしている。
- IASB は、左段の図表に記載していない何らかの財務報告上の論点を 2022 年から 2026 年の作業計画に追加すべきか。IASB が 2022 年から 2026 年の作業計画に財務報告上の論点を追加するための対応能力を考慮した上で、回答者が必要と考える論点をいくつかも提案することができるが、IASB がフィードバックを検討するのに役立てるため、可能な場合には、その論点の性質、及びその論点が重要であるとする理由の説明を求めている。

IV. おわりに

会計基準の開発において、適切なアジェンダが設定されることは極めて重要であり、ASBJは、過去2度のIASBにおけるアジェンダ協議において、IASBに対して意見発信を行った。今回の第3次アジェンダ協議においても、ASBJは意見発信を行うことを予定している。